

官報

号外
平成十七年三月三十一日

○第百六十二回 参議院會議録第十二号

平成十七年三月三十一日(木曜日)
午後四時四十一分開議

○議事日程 第十二号

平成十七年三月三十一日
午後四時三十分開議
第一 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
- 一、地域再生法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(扇千景君) これより會議を開きます。
日程第一 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

平成十七年三月三十一日 参議院會議録第十二号

まず、委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題に関する特別委員長木俣佳丈君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木俣佳丈君登壇、拍手〕

○木俣佳丈君 ただいま議題となりました独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖繩振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖繩を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的、独立行政法人評価委員会と同機構における運営委員会の役割、同機構及び大学院大学の沖繩振興への寄与、世界最高水準の研究者を招聘するための方策、研究者のための研究環境や生活基盤の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案
費国庫負担法等の一部を改正する法律案

から成る附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十六
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長亀井郁夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔亀井郁夫君登壇、拍手〕

○亀井郁夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年度限りの暫定措置として、義務教育費国庫負担金を四千二百五十億円減

額するほか、恒久的な措置として、経済的理由により就学困難な児童及び生徒への就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定することなど、文部科学省関係の補助金の整理合理化を図ろうとするものであります。

なお、これらに伴う地方財源の手当てについては、別途、措置されることとされております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、義務教育費国庫負担制度の今後の在り方と中教審が出す結論の取扱い、暫定的に四千二百五十億円を減額する理由、要保護者への就学援助に係る国庫補助の廃止に伴う課題等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して鈴木理事より、日本共産党を代表して小林委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十五
反対 二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成十七年三月三十一日 参議院會議録第十二号

議事日程追加の件 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 議事日程追加の件 地域再生法案

二

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長長木村仁君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木村仁君登壇、拍手〕

○木村仁君 たいま議題となりました承認案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

その概要は、一般勘定事業収支におきまして、収入が六千七百二十四億円、支出が六千六百八十七億円となっており、事業収支差金は三十七億円であります。この事業収支差金は、全額を債務償還に使用することとしております。

また、一連の不祥事を踏まえ、事業計画では、視聴者の信頼回復に向け全組織を挙げて再生・改革に取り組むこととしております。その主な取組は、視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実、視聴者との結び付きの強化、再生に向けた体制・組織の改革、受信契約と受信料収納の確保などであります。

なお、本件には、総務大臣から、受信料の公平負担等の観点から見て将来に向けて改善されるべき点があるものの、協会の再生・改革に向けた各種措置を盛り込むとともに、収支均衡予算を堅持しており、これを認める旨の意見が付されております。

委員会におきましては、不祥事の再発防止策と信頼回復に向けた取組、受信料不払の状況と受信料制度の在り方、公共放送の在り方と経営委員会

の改革、NHK役員の人心一新の必要性、国民・視聴者の声を生かした改革の推進、番組改変問題への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、民主党・新緑風会を代表して櫻井充委員より反対、自由民主党を代表して世耕弘成理事より賛成、日本共産党を代表して吉川春子委員より賛成、公明党を代表して弘友和夫委員より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。なお、本件に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百三十五

反対

九十九

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、地域再生法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及び内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定めようとするものであります。

委員会におきましては、地域再生基盤強化交付金創設の意義と運用上の課題、地方分権推進の促進を基本に据えた地域再生の必要性、地域再生事業を行う会社への支援措置の拡充、地域再生施策の実施における地域の主体性の尊重等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

本日、質疑を終わり、討論に入りましてところ、民主党・新緑風会の森理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。島田智哉子君。

〔島田智哉子君登壇、拍手〕

○島田智哉子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、たいま議題となりました地域再生法案に反対する立場から討論を行います。

最初に、民主党は、地域再生というものが殊のほか重要な課題であると認識していることを申し上げておきます。

本法案が本当に地域再生の名を冠するに値する法案であるならば、民主党としても、もろ手を挙げて賛成するつもりでした。しかし、子細に検討を行ったところ、地域再生の名を冠することがおこがましい内容の法案であることが明らかにりました。

本法案が取るに足らない内容となってしまう背景には、政府の地域経済に対する認識の甘さがあるのではないのでしょうか。政府の統計によると、すべての地域で景気は改善傾向にあるとのことですが、では、なぜ地域再生が必要なのかと我が党同僚議員が尋ねますと、我が国全体としては景気回復局面にあるが、各地域の経済状況にはばらつきがあるからという旨の答弁が繰り返されてきました。しかし、このような話を聞き、納得される方が日本じゅうにどのくらいいるのでしょうか。

地方経済の核は、言うまでもなく中小企業であります。政府の中小企業に関する統計は、資本金二千万以上を対象としていますが、地方の人々からしてみれば、資本金二千万円以上といえば中堅企業というのが実感であり、それら企業の現況をもって地方経済を語ることは欺瞞に満ちています。地方経済は、現実には相当疲弊しています。だから、地域再生というテーマは殊のほか重要なのです。

地域を再生するためには地域の知恵を最大限生かすことが重要であり、そのためには、地方分権改革や規制改革の断行が不可欠であります。しかし、小泉政権には、これら重要課題に真剣に取り

組む姿勢が見られません。特に、地域再生をうたう本法案は、そういった小泉政権の姿勢が色濃く反映されております。

そこで、私は、本法案の問題点を具体的に指摘することにより、小泉政権の政策がいかに空疎であるかを明らかにするとともに、真に地域を再生させ得る民主党の政策を国民の皆様に広く訴えたいと思います。

現在、地域再生計画の提出に当たっては、国からの支援措置について、用意されたメニューの中からしか選ぶことができず、地方が独自の提案を申請できない仕組みになっております。地方がメニューに独自提案を盛り込むためには、地域再生計画の提出とは別途呼び掛けられる募集に応募しなければなりません。その審査は事実上各省庁にゆだねられています。これでは、縦割り行政、中央集権の弊害が全くもって解消できません。

本法案第五条第四項には、基準に適合すると認めるとき、内閣総理大臣は地域再生計画を認定するものとすると書いてあります。これを素直に読めば、基準に合えば地域再生計画は必ず認定されるものと思えます。しかし、第五条第三項では、課税の特例、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金、補助対象施設の転用などといった特別の措置を受けようとする場合は、関係行政機関の長の同意を得なければならなるとされています。幾ら申請の窓口が内閣府に一本化されたところで、現業官庁の同意が必要であるならば、地方の裁量性は全くもって発揮できません。

そもそも、法案が閣議決定される前の説明資料では、各省庁と必要な協議を行うとなっていたはずですが、なぜ同意に変わったのでしょうか。全くもって不可思議であります。なぜ省庁の同意が必要なのかという我が党同僚議員の質問に対し、村上市大氏は、所管官庁との施策の整合性を図る観点から、必要最小限のチェックを行うためのものと答弁されました。必要最小限のチェックであれ

ば、必要協議で十分ではありませんか。なぜ同意となつてゐるのかという問いに対する答えに全くなつておりません。

認定地方公共団体からの地域再生計画の実施状況について、第八条に、内閣総理大臣は、報告を求めることができる」と記載されています。ところが、第八条第二項に、特別の措置を受ける事業については、関係行政機関の長は、実施の状況について報告を求めることができる」とあります。また、第九条には、内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、特別の措置を受ける事業については、事業の適正な実施のため必要があるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる」とあります。

さらに、十三条において、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金の交付について規定されていますが、これら交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象であり、モニタリング実施と称して、報告を求めた上で措置の要求の名の下で指導を行い、それでも自分たちの意に沿わない地方公共団体には交付金を返還させることが可能です。結局のところ、地方分権という課題を突き付けられた現業官庁が、地方分権のふりをして自分たちの権限を温存するために考え出したのが本法案なのではないかと言わざるを得ません。

そのような小手先の交付金化にもかかわらず、金額も微々たるものにすぎません。例えば、下水道予算に関しては三百億円程度が交付金化の対象とされていますが、下水道予算は七千億円以上もあるのです。

民主党であれば、大胆に補助金を廃止して一括交付金制度を創設するとともに、大胆に税源移譲を行つて従来の補助金行政を打破し、地方の自由度、裁量性を飛躍的に高めます。同時に、大胆な規制改革を行い、民間の活力を最大限に引き出します。そのように、地域の知恵を最大限に生かせ

る基盤を整備することで地域を再生することを国民の皆様にお約束をして、私の討論を終わらせていただきます。

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 百四十九
反対 八十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員

長岸一君登壇、拍手

○岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、国と地方に関する三位一体の改革を推進する政府の方針等を踏まえ、国民健康保険の国庫負担率の見直し、基礎年金に対する国庫負担の引上げ、国庫補助金等の廃止及び交付金の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により、特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置について、その対象者が依然として多い現状に配慮して、その期間を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、三位一体改革における本改正案の位置付け、医療制度改革前に国民健康保険法を改正する妥当性、都道府県財政調整交付金を導入する意義とその配分基準、補助金の廃止及び交付金化が与える影響、特別養護老人ホームにおける利用者負担の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して山本理事、日本共産党を代表して小池委員及び社会民主党・護国連合を代表して福島委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) これより採決をいたします。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十四

反対

百二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 次に、介護保険法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(属千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(属千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六

賛成 二百三十六

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(属千景君) 本日はこれにて散会いたします。午後五時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

副議長

近藤 正道君	山本 保君
鰐淵 洋子君	又市 征治君
大田 昌秀君	谷合 正明君
西田 実仁君	坂本由紀子君
淵上 貞雄君	浮島とも子君
浜田 昌良君	澤 雄二君
小泉 昭男君	遠山 清彦君
山本 香苗君	松 あきら君
福本 潤一君	佐藤 昭郎君
山谷えり子君	福島みずほ君
加藤 修一君	高野 博師君
弘友 和夫君	渡辺 孝男君
岸 宏一君	木村 仁君
亀井 郁夫君	山口那津男君
山下 栄一君	荒木 清寛君
魚住 裕一郎君	浅野 勝人君
谷川 秀善君	常田 享詳君
山崎 正昭君	浜四津敏子君
風間 昶君	白浜 一良君

木庭健太郎君	小野 清子君
太田 豊秋君	魚住 汎英君
南野知恵子君	西銘順志郎君
柏村 武昭君	福島啓史郎君
段本 幸男君	小泉 顕雄君
末松 信介君	中川 雅治君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	野村 哲郎君
小池 正勝君	北川イッセイ君
岸 信夫君	河合 常則君
藤野 公孝君	松山 政司君
有村 治子君	中川 義雄君
中島 啓雄君	大仁田 厚君
吉田 博美君	小林 温君
岩城 光英君	小斉平敏文君
加納 時男君	市川 一朗君
岩永 浩美君	大野つや子君
国井 正幸君	三浦 一水君
阿部 正俊君	金田 勝年君
保坂 三蔵君	岩井 國臣君
荒井 広幸君	松村 龍二君
狩野 安君	泉 信也君
景山俊太郎君	溝手 顕正君
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君
佐藤 泰三君	清水嘉与子君
若林 正俊君	鴻池 祥肇君
田中 直紀君	杏掛 哲男君
片山虎之助君	藤井 基之君
加治屋義人君	伊達 忠一君
鈴木 陽悦君	長谷川憲正君
松村 祥史君	水落 敏栄君
山本 順三君	黒岩 宇洋君
愛知 治郎君	椎名 一保君
荻原 健司君	岡田 直樹君
秋元 司君	関口 昌一君
鶴保 庸介君	野上浩太郎君

荒井 正吾君	後藤 博子君
舛添 要一君	森元 恒雄君
田村耕太郎君	岡田 広君
脇 雅史君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
山崎 力君	田村 公平君
田浦 直君	山本 一太君
矢野 哲朗君	鈴木 政二君
林 芳正君	武見 敬三君
北岡 秀二君	中島 真人君
中原 爽君	橋本 聖子君
青木 幹雄君	松田 岩夫君
陣内 孝雄君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	水岡 俊一君
藤本 祐司君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
下田 敦子君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
加藤 敏幸君	主演 了君
神本美恵子君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君
工藤堅太郎君	広野ただし君
高嶋 良充君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	郡司 彰君
福山 哲郎君	櫻井 充君
円 より子君	直嶋 正行君
山本 孝史君	小林 元君
佐藤 道夫君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第三号)審査報告書

地域再生法案(閣法第七号)審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)審査報告書

審査報告書

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月三十日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 木保 佳丈

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖繩振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖繩を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十七年度一般会計予算(内閣府所管)に約三十一億五千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、大学院大学の在り方や機構の中期計画作成などに關して、機構の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されるよう、必要な措置を講ずること。

二、内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会の意見(機構設立時はこれらまで構想に關わつてきた関係者の意見)を尊重するとともに、理事長の任命についても、運営委員会の意見を最大限尊重すること。

三、運営委員会の構成や機構の運営に關しては、沖繩を代表する委員の任命等を含め、地元の見解が反映されるよう適切な措置を講ずること。

四、独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に關する運営委員会の意見を尊重するとともに、その評価については機構の経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。

五、機構の役員及び職員に任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。

六、世界最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われた大学院大学の枠組みに關する検討経緯を尊重して行うこと。

七、大学院大学の早期設置に努めるとともに、その設置については、知的クラスター形成の核となるようにし、ハード先行型にならないようにすること。また設置に際しては、沖繩県内の地

方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。

八、大学院大学の用地造成並びに建設に当たつては、沖繩らしい豊かな自然環境に恵まれているとの予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

右決議する。

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十八日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法案

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 役員及び職員(第七条—第十二条)

第三章 運営委員会(第十三条—第十五条)

第四章 業務等(第十六条—第十七条)

第五章 雑則(第十八条—第二十一条)

第六章 罰則(第二十二条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成

十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)は、沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四条第一項に規定する沖繩振興計画に基づく同法第八十五条

第二項に規定する大学院を置く大学(以下「大学院大学」という。)の設置の準備と併せて、沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ。)を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発(以下「研究開発」という。)等を推進することにより、沖繩における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もつて沖繩の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を沖繩県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び沖繩の地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府及び沖繩の地方公共団体は、前項の規定により機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第六條 機構でない者は、沖縄科学技術研究基盤整備機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七條 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事長の任命)

第九條 内閣総理大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項に規定する運営委員会の意見を聴かなければならない。

(役員任期)

第十條 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一條 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ

いては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十三條 機構に、運営委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議を経なければならぬ。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画の作成又は変更

3 運営委員会は、第九条の規定による理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、及び機構の業務の実施状況を監視する。

4 運営委員会は、前二項に規定するもののほか、機構の業務に関し、理事長の諮問に應じて重要事項について意見を述べ、又は大学院大学の在り方その他必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十四條 運営委員会は、委員十五人以内をもつて組織する。

(委員)

第十五條 委員は、科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第十一条及び第十二条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二條並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十五条第一項」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「内閣総理大臣は、」と読み替へるものとする。

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十六條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

五 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 大学院大学の設置の準備を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十七條 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(主務大臣等)

第十八條 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 第十六條第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関する事項については、内閣総理大臣及び文部科学大臣

三 第十六條に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、内閣総理大臣

2 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九條 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び文部科学省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三

十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(機構の解散)

第二十一条 機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとする。

2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

第六章 罰則

第二十三条 第二十一条(第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(権利義務の承継等)
第二条 機構の成立の際、第十六条に規定する業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時にいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に沖縄科学技術研究基盤整備機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

審査報告書

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月三十一日

文教科学委員長 亀井 郁夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、平成十七年度における暫定措置として義務教育費国庫負担金を四千二百五十億円減額するほか、経済的理由により就学困難な児童及び生徒への就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定すること、公立高等学校における産業教育のための実験実習設備費に対する国庫補助を廃止することなど、文部科学省関係

の補助金の整理及び合理化を図ろうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う平成十七年度一般会計の歳出節減額は、四千三百七十五億円と見込まれている。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成十七年度に限り、国は、第二条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額(以下「平成十七年度国庫負担額」という。)から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数(文部科学省令で定めるところにより、四千二百五十億円から公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)附則第十四項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額を乗じて得た額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数を用いる。)を乗じて得た額を控除した額を負担する。

附則に次の一項を加える。
14 平成十七年度に限り、国は、第五条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額(以下「平成十七年度国庫負担額」という。)から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数(文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数を用いる。)を乗じて得た額を控除した額を負担する。

した額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数を用いる。)を乗じて得た額を控除した額を負担する。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
14 平成十七年度に限り、国は、第五条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額(以下「平成十七年度国庫負担額」という。)から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数(文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数を用いる。)を乗じて得た額を控除した額を負担する。

附則に次の一項を加える。
14 平成十七年度に限り、国は、第五条に規定する経費について、同条の規定にかかわらず、各都道府県ごとに、同条の規定を適用した場合の各都道府県ごとの平成十七年度における国庫負担額(以下「平成十七年度国庫負担額」という。)から、文部科学省令で定めるところにより当該平成十七年度国庫負担額に平成十七年度係数(文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額を各都道府県ごとの平成十七年度国庫負担額の合計額で除して得た数を用いる。)を乗じて得た額を控除した額を負担する。

(産業教育振興法の一部改正)
第三条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号及び第二号中「又は設備」を削る。

第十九条第一項中「第十五条第二項第一号」を「第十五条第一項第一号及び第二号中「施設」とあるのは「施設又は設備」と、同条第二項第一号に、「とあるのは、」を」とあるのは」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)
第四条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削る。

第八条中「及び前二条」を削り、同条を第六条とする。

(学校給食法の一部改正)

第五条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「保護者で次の各号のいずれかに該当する」を「保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)である」に改め、同項各号を削る。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について)の国の援助に関する法律の一部改正

第六条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(国の補助)

第二条 国は、市(特別区を含む。)町村が、その区域内に住所を有する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の同法第二十二條第一項に規定する保護者で生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第二項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等(当該児童生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合にあっては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号に掲げるものを除く。)を支給する場合に、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

- 一 学用品又はその購入費
- 二 通学に要する交通費
- 三 修学旅行費

(学校保健法の一部改正)

第七条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「規定により」の下に「同条第一号に掲げる者に対して」を加える。

(スポーツ振興法の一部改正)

第八条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

第二十条第一項第三号及び第四号を削る。

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十七年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十六年度以前の年度に係る経費につき平成十七年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

3 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「保護者」の下に「(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限り。及びこれに準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの)」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

4 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の項を削る。

第十三条第四項の表高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の項を削る。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十七年三月三十一日

総務委員長 木村 仁

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は六千七百二十四億円、事業支出は六千六百八十七億円であり、事業収支差金は三十七億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用することとしている。

また、事業計画においては、視聴者の信頼回復に向け全組織を挙げて再生・改革に取り組みとしており、視聴者とともに歩む公共放送のサービスの充実、視聴者との結び付きの強化、再生に向けた体制・組織の改革、受信契約と受信料収納の確保等に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

昨年発覚した日本放送協会における一連の不祥事は、その後の対応も含め、協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損ね、受信料の不払い・保留の動きを増大させ、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となつてゐる。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受

け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、左記の事項についてその実現を期すべきである。

一、協会は、会長を先頭に全役員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

二、協会の全役員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。

三、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点からも、契約の締結と収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

五、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十七日

参議院議長 扇 千景殿 衆議院議長 河野 洋平

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成17年度収支予算

予算総則

- 第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成17年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。
- 第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上ままとり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を資本収入の減

価償却資金受入れの減額に充当し、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券償還積立資産への繰入れ、長期借入金の返還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の減額、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金とは放送債券に替えることができる。

第12条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第13条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に係る関係する特別支出に充てることとする。

第14条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係する経費の支出に充てることができる。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)
平成17年度収支予算書

款		項	金額
事業	収入	受 信 料	672,444,692
	支出	交 付 金 収 入	647,835,329
事業	収入	交 付 金 収 入	2,290,494
	支出	交 付 金 収 入	8,900,000
事業	収入	交 付 金 収 入	3,100,869
	支出	交 付 金 収 入	500,000
事業	収入	交 付 金 収 入	9,818,000
	支出	交 付 金 収 入	668,725,692
事業	収入	交 付 金 収 入	275,214,694
	支出	交 付 金 収 入	7,572,067
事業	収入	交 付 金 収 入	64,022,368
	支出	交 付 金 収 入	2,214,211
事業	収入	交 付 金 収 入	4,269,719
	支出	交 付 金 収 入	9,071,992
事業	収入	交 付 金 収 入	138,319,991
	支出	交 付 金 収 入	138,319,991

職 手 当 ・ 厚 生 費	57,249,801
退 共 通 管 理 費	13,693,012
財 務 却 費	72,769,000
別 務 費	15,736,837
予 備 支 出 費	4,592,000
	4,000,000
事 業 収 支 差 金	3,719,000

事業収支差金の内訳

資 本 支 出 充 当	(単位 千円)
資 本 支 出	3,719,000

資本支出充当37億1,900万円については、債務償還のために使用する。
(資本収支)

款 項 金 額	(単位 千円)
資 本 収 入	82,619,000
事 業 収 支 差 金 受 入 れ	3,719,000
減 価 償 却 受 入 れ	72,769,000
長 期 借 入 金	2,807,000
	3,324,000
資 本 支 出	82,619,000
建 設 費	78,900,000
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 繰 入 れ	2,600,000
長 期 借 入 金 返 還 金	1,119,000
資 本 収 支 差 金	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,626億2,669万2千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,641億3,369万2千円であり、経常収支差金は、△15億700万円である。
(受託業務等勘定)
(事業収支)

款 項 金 額	(単位 千円)
事 業 収 入	955,000
受 託 業 務 等 収 入	955,000

事 業 支 出	825,000
受 託 業 務 等 費	777,000
財 務 費	48,000
事 業 収 支 差 金	130,000

事業収支差金1億3,000万円と受託業務等費の間接経費7億4,500万円を合わせた8億7,500万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

カ ラ ー 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛 星 カ ラ ー 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛 星 普 通 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪 問 集 金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,395円	7,950円	15,490円
	口 座 振 替 振 込	1,345円	7,650円	14,910円

普通契約	訪問	集金	905円	5,190円	10,130円
	口座振替	替込	855円	4,890円	9,550円
衛星カラー契約	訪問	集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口座振替	替込	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問	集金	1,850円	10,630円	20,740円
	口座振替	替込	1,800円	10,330円	20,160円
特別契約	訪問	集金	1,055円	6,030円	11,760円
	口座振替	替込	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分		月額	6か月前払額	12か月前払額
	訪問	集金	1,240円	7,110円	13,860円
カラー契約	口座振替	替込	1,190円	6,810円	13,280円
	訪問	集金	750円	4,350円	8,500円
普通契約	口座振替	替込	700円	4,050円	7,920円
	訪問	集金	2,185円	12,550円	24,470円
衛星カラー契約	口座振替	替込	2,135円	12,250円	23,890円
	訪問	集金	1,695円	9,790円	19,110円
衛星普通契約	口座振替	替込	1,645円	9,490円	18,530円
	訪問	集金			

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星カラー契約	衛星普通契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円

100件以上	300円
--------	------

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、
衛星普通契約	契約件数1件あたり
特別契約	月額 250円

平成17年度事業計画

1 計画概説

平成17年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、視聴者の信頼回復に向け、全組織を挙げて再生・改革に取り組む。

事業運営の基本となる放送サービス面では、公共放送の原点に立ち返り、公正で迅速な報道や豊かで質の高い番組の放送を行うとともに、デジタル放送の普及発展に先導的な役割を果たしていく。

あわせて、人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、災害・緊急報道体制を引き続き強化し、国内外の大規模な災害の発生に際しては、被災者を支援し、被災地の復興に資する取組を、放送を通じて継続的に行う。

また、視聴者一人ひとりに支えられている公共放送として、視聴者の声に真摯に耳を傾け、これを業務運営に的確に反映するとともに、コンプライアンス(法令遵守)活動の強化と業務全般にわたる抜本的な見直しにより、効率的で透明性の高い業務運営を徹底し、視聴者に理解され、信頼される公共放送を実現していく。

同時に、協会の主たる経営財源である受信料の重みを深く認識し、公共放送の自主・自立性を支える受信料制度への理解を促進するとともに、受信契約の増加と収入の確保に努める。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行う。

また、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局の建設及びテレビジョン放送、FM放送の受信状況の改善を行うとともに、緊急報道のための設備の整備等を行う。

(2) 放送番組については、人々の生命・財産を守ることを最優先に、災害・緊急報道体制を一層強化し、公正で的確かつ迅速なニュース・情報番組の充実を図るとともに、人々の共感を呼ぶ多様で質の高い番組の放送に努める。

あわせて、インド洋大津波のような地球規模の災害に際しては、国際的な視野に立ち、海外総支局のネットワークを生かし、的確かつ迅速な情報の提供に努める。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施するとともに、順次、視聴可能地域を拡大し、その普及促進を図る。 さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、第20回冬季オリンピック・トリノ大会の放送番組を特別編成するとともに、放送開始80年及び2005年日本国際博覧会(愛・地球博)に関連した番組の編成と事業を実施する。 (3) 国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。あわせて、地球的規模の災害に際しては、公共放送として国際貢献に努める。また、国際放送開始70年に関連した番組の編成と事業を実施する。 (4) 受信料の公平負担の徹底を目指し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。 (5) 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者と直接向き合い意見や疑問に答える場を大幅に拡充するなど、交流・対話活動を強化し、視聴者の意向の把握と業務への的確な反映に努める。 (6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。 (7) 給与については、役員報酬及び職員給与の削減を行うとともに、要員体制の効率化を推進する。 (8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。 (9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。 (10) 受信料で支えられる公共放送であることを深く認識し、業務全般にわたる点検と抜本的な経費の見直しを行う。また、情報公開に一層積極的に取り組み視聴者に対する説明責任を果たしていくとともに、高い倫理意識・公金意識の確立や内部管理体制の改革などコンプライアンス(法令遵守)活動を強化し、効率的で透明性の高い業務運営を行う。 2 建設計画 建設計画については、衛星放送施設の整備に53億8,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に271億1,800万円、放送会館の整備に116億7,600万円、放送番組設備の整備に294億8,600万円、研究施設の整備等に52億3,100万円、総額789億円をもって施行する。 (1) 衛星放送施設整備計画 衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備の整備を行う。 これらに要する経費は、53億8,900万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。 また、外国電波混信等による雑視聴の解消を図るため、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。	これらに要する経費は、254億7,800万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、16億4,000万円である。 (4) 放送会館整備計画 放送会館については、岡山、沖縄及び福島の放送会館の建設を完了するとともに、鹿児島、徳島及び秋田の放送会館の整備を行う。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。 これらに要する経費は、116億7,600万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大や携帯端末向け放送の開始に向けた送出設備の整備を行う。 また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、294億8,600万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、16億7,700万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、35億5,400万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送番組関係 (ア) 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、航空取材体制の強化等により、災害など緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、日本が直面する課題や視聴者の広範な関心に的確かつ迅速にこたえる大型番組を新たに編成するとともに、視聴者との結びつきを一層強化するため、視聴者の声に直接答える番組、視聴者参加番組及び公開番組の充実を図る。あわせて、視聴者の多様な知的関心にこたえる番組を充実する。また、国内外の大規模な災害の発生に際しては、被災者を支援し、被災地の復興に資する取組を、放送を通じて継続的に行う。 デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本としつつ、総合テレビジョンの番組の先行放送など一部で独自編成を行うとともに、複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において随時行う。
---	--

教育テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、少年少女の知的好奇心にこたえる番組を充実するとともに、デジタル技術やインターネットを活用し、学習環境を豊かにする新しい学校教育番組を開発する。あわせて、視聴者の幅広い興味にこたえる教養番組を充実するとともに、長時間の福祉関連番組の編成を随時行う。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、ハイビジョン制作によるハイビジョン放送を推進するとともに、定時のマルチ編成の内容を充実する。

(イ) 衛星テレビジョン放送

デジタル衛星ハイビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、自然・芸術番組をはじめ、娯楽・スポーツ番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。

衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、日本と世界の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組を強化するとともに、視聴者の関心の高い国内外のスポーツ番組やドキュメンタリー番組を編成する。

衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、地域に密着した公開番組や国内外の名作映画など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。

衛星ハイビジョンにおいては、デジタル衛星ハイビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第1テレビジョン及びデジタル衛星第2テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供し、聴取者の親しみやすい放送を目指すとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。

ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組や教養番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュースなど在外外国人向けの番組を編成する。

F M放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行うなど、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

(エ) 地域放送

総合テレビジョンの夕方の時間帯を中心に、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報を提供するとともに、地域の課題と向き合い、地域文化の継承や創造に役立つ番組の充実に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30

分、F M放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

さらに、京都府、奈良県、滋賀県、三重県、和歌山県、静岡県、宮城県、秋田県、山形県、岩手県、福島県及び青森県において地上デジタルテレビジョン放送を開始し、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を随時行う。

(オ) 補完放送等

補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など波の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や、双方向機能の活用など番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、生放送番組を中心に拡充を図る。また、視聴障害者向けの解説放送、ステレオ放送及びF M文字放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びF M文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向け放送については、諸条件が整えば、平成17年度中の開始も含めて準備を取り進める。

地上デジタル音声放送については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。放送番組の二次利用として、地上デジタルテレビジョンのデータ放送を補完するサービスを実施する。

海外の放送事業者等への放送番組の提供については、日本から世界に向けて幅広い分野の映像情報を発信し、放送番組の国際交流に努めるとともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に1,966億5,582万8千円、番組の編成企画等に165億3,254万3千円で、総額2,131億8,837万1千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、620億2,632万3千円である。以上により、国内放送費総額は、2,752億1,469万4千円となり、効率的な番組制作の推進等により、前年度2,805億5,791万3千円に対して、53億4,321万9千円の減額となる。

(2) 国際放送

諸外国へ日本の実情を的確かつ迅速に伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献す

とともに、海外の日本人に多様な情報を的確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、地球的規模の災害に際しては、海外の日本人の安全に関する情報を伝えるとともに、各国の視聴者に対して外国語による災害関連情報を提供する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、アジア情報を中心としたニュース・情報番組の強化や英語による情報発信の拡充を図るとともに、海外での安全に役立つ情報を的確に伝える。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本や世界の最新の動向や海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や、国際理解を促進する情報番組の充実を図るとともに、地域向け放送においては、日本や世界の最新の動向を伝える情報番組を充実する。

これらに要する経費は、総額75億7,206万7千円となり、ラジオ国際放送の送信施設の補修の実施等により、前年度72億6,057万8千円に対して、3億1,148万9千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料制度に対する一層の理解促進を図るとともに、全組織を挙げて、多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額640億2,236万8千円となり、前年度638億5,598万5千円に対して、1億6,638万3千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額22億1,421万1千円となり、前年度21億8,138万3千円に対して、3,282万8千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者と直接向き合い意見や疑問に答える場を大幅に拡充するなど、交流・対話活動を強化し、視聴者の意向の把握と、業務への的確な反映に努める。また、デジタルテレビジョン放送の発展に向け、その普及促進を図る。

これらに要する経費は、総額42億6,971万9千円となり、前年度35億7,196万7千円に対して、6億9,775万2千円の増額となる。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、放送と通信の連携サービスなどデジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、スーパーハイビジョン(走査線4000本級超高精細映像システム)など将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、国民生活時間調査や、携帯電話を用いた視聴率調査を実施するなど、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額90億7,199万2千円となり、前年度91億6,918万6千円に対して、9,719万4千円の減額となる。

(7) 給与

役員報酬及び職員給与の削減を行うとともに、要員体制の効率化を推進する。これに要する経費は、総額1,383億1,999万1千円となり、前年度1,412億716万1千円に対して、28億8,717万円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、総額572億4,980万1千円となり、前年度574億9,746万7千円に対して、2億4,766万6千円の減額となる。

(9) 共通管理

共通管理については、効率的な業務の推進等により、総額136億9,301万2千円となり、前年度138億9,363万円に対して、2億61万8千円の減額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は9億5,500万円、支出は8億2,500万円である。

(11) アナログ周波数変更対策

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。これに係る収入は特別収入24億円、支出は特別支出24億円である。

(12) 信頼回復に向けた業務運営の改革

視聴者の信頼回復に向け、受信料で支えられる公共放送であることを深く認識し、業務全般にわたる点検と根本的な経費の見直しを行う。さらに、視聴者に対する説明責任を果たすため、公表対象を拡大するなど、情報公開に一層積極的に取り組む。あわせて、職員の倫理意識の向上や公金意識の徹底に努めるとともに、外部監査法人と連携し、不正防止のため、経理審査及び監査体制の強化や内部統制システムの改革を図るなど、コンプライアンス(法令遵守)活動を強化し、一層効率的で透明性の高い業務運営を徹底する。

また、新たに設置した事務局機能を十分に活用して、経営委員会を強化するとともに、業務運営の「約束」を公表し、その達成状況を視聴者や外部の有識者が評価するシステムを導入する。さらに、受信料体系のあり方、公共放送の役割等について、広く議論、検討する外部の有識者懇談会を設置する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約
有料契約見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増 減
年度初頭契約件数	24,029,000	24,582,000	△ 553,000
年度内新規契約件数	1,916,000	1,533,000	383,000
年度内解約件数	2,189,000	2,086,000	103,000
年度内増加契約件数	△ 273,000	△ 553,000	280,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数		1,201,000	1,156,000		45,000
年度 内 新 規 免 除 件 数		104,000	104,000		0
年度 内 解 約 件 数		58,000	59,000	△	1,000
年度 内 増 加 免 除 件 数		46,000	45,000		1,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		345,000	372,000	△	27,000
年度 内 新 規 契 約 件 数		0	4,000	△	4,000
年度 内 解 約 件 数		27,000	31,000	△	4,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△	27,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数		37,000	38,000	△	1,000
年度 内 新 規 免 除 件 数		1,000	1,000		0
年度 内 解 約 件 数		3,000	2,000		1,000
年度 内 増 加 免 除 件 数		△	1,000	△	1,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		12,311,000	11,908,000		403,000
年度 内 新 規 契 約 件 数		992,000	872,000		120,000
年度 内 解 約 件 数		489,000	469,000		20,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		503,000	403,000		100,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数		70,000	64,000		6,000
年度 内 新 規 免 除 件 数		11,000	10,000		1,000
年度 内 解 約 件 数		4,000	4,000		0
年度 内 増 加 免 除 件 数		7,000	6,000		1,000

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		25,000	28,000	△	3,000
年度 内 新 規 契 約 件 数		0	1,000	△	1,000
年度 内 解 約 件 数		3,000	4,000	△	1,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△	3,000		0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		9,000	9,000		0
年度 内 新 規 契 約 件 数		0	0		0
年度 内 解 約 件 数		0	0		0
年度 内 増 加 契 約 件 数		0	0		0

(参考 1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		24,029,000	345,000	12,311,000	25,000	9,000	36,719,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△ 273,000	△ 27,000	503,000	△ 3,000	0	200,000
年度 未 契 約 件 数		23,756,000	318,000	12,814,000	22,000	9,000	36,919,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		264,000	6,000	66,000	336,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		2,000	0	3,000	5,000
年度 未 契 約 件 数		266,000	6,000	69,000	341,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	4,356,000	18,688,000	985,000	24,029,000
年度	内増加契約件数	△ 191,000	△ 82,000	0	△ 273,000
年度	末契約件数	4,165,000	18,606,000	985,000	23,756,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	188,000	71,000	5,000	264,000
年度	内増加契約件数	0	1,000	1,000	2,000
年度	末契約件数	188,000	72,000	6,000	266,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	74,000	255,000	16,000	345,000
年度	内増加契約件数	△ 9,000	△ 18,000	0	△ 27,000
年度	末契約件数	65,000	237,000	16,000	318,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数		6,000		6,000
年度	内増加契約件数		0		0
年度	末契約件数		6,000		6,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	808,000	9,698,000	1,805,000	12,311,000

年度	内増加契約件数	101,000	152,000	250,000	503,000
年度	末契約件数	909,000	9,850,000	2,055,000	12,814,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	22,000	42,000	2,000	66,000
年度	内増加契約件数	1,000	2,000	0	3,000
年度	末契約件数	23,000	44,000	2,000	69,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	4,000	20,000	1,000	25,000
年度	内増加契約件数	△ 1,000	△ 2,000	0	△ 3,000
年度	末契約件数	3,000	18,000	1,000	22,000

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	4,000	5,000	9,000
年度	内増加契約件数	0	0	0
年度	末契約件数	4,000	5,000	9,000

5 要員計画

区	分	要 員 数
事業運営関係	係 係 係	11,658人 193
合 計		11,851

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内30人の純減を見込んである。

1 資金計画の概要

平成17年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額7,094億1,477万2千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額7,089億6,854万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,478億3,532万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,453億1,552万2千円を予定する。

長期借入金については、33億2,400万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金79億2,024万6千円、国際放送関係等交付金収入22億9,049万4千円、有価証券の売却307億4,000万円、受取利息その他の入金198億2,451万円を見込む。

以上により入金総額は、総額7,094億1,477万2千円である。

3 出金の部

事業経費5,681億5,457万円、建設経費789億円、長期借入金の返還11億1,900万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入357億円、支払利息その他の出金224億9,497万1千円を合わせ出金総額は、総額7,089億6,854万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	58,357,000	96,320,464	72,224,230	98,894,929	—
2 入 金	230,641,073	128,482,817	218,324,641	131,966,241	709,414,772
受 信 料	214,911,610	112,039,064	205,888,178	112,476,670	645,315,522
長 期 借 入 金	0	0	0	3,324,000	3,324,000
固定資産売却代金	1,241,321	1,200,321	4,278,283	1,200,321	7,920,246
交 付 金 収 入	573,603	572,297	573,604	570,990	2,290,494
有 価 証 券 売 却	8,700,000	11,440,000	2,000,000	8,600,000	30,740,000

受取利息その他の入金	5,214,539	3,231,135	5,584,576	5,794,260	19,824,510
出 金	192,677,609	152,579,051	191,653,942	172,057,939	708,968,541
事業経費	161,970,845	122,658,374	152,225,182	131,300,169	568,154,570
建設経費	16,780,747	14,701,558	22,039,939	25,377,756	78,900,000
長期借入金返還	1,119,000	0	0	0	1,119,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	2,600,000	2,600,000
有価証券購入	7,900,000	9,000,000	11,800,000	7,000,000	35,700,000
支払利息その他の出金	4,907,017	6,219,119	5,588,821	5,780,014	22,494,971
4 期 末 資 金 有 高	96,320,464	72,224,230	98,894,929	58,803,231	—

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成17年2月

総 務 大 臣

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成17年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、協会において一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復に向けた取組を進める途上にあつて、受信料収入が6,478億円にとどまり、平成16年度収支予算に比して72億円の減となつており、また、受信料の公平負担等の観点からみて将来に向けて改善されるべき点がある。しかしながら、業務全般にわたる改革の推進や視聴者との結びつきの強化等、協会の再生・改革に向けた各種措置を盛り込むとともに、放送サービスの質を確保しつつ、一層効率的な業務運営を推進すること等により収支均衡予算を堅持しているところであり、やむを得ないと認める。

また、公共放送の原点に立ち返った一層豊かで質の高い放送番組の充実、災害・緊急報道体制の強化、地上デジタル放送の推進等に関する取組については、おおむね適当なものと認める。

平成16年度、協会の職員による経費の不正支出、私的流用、不適切な経理処理等の不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を損なうものであり、また、これに伴い、受信料の支払い保留等の状況が生じていることは、我が国の放送の重要な一翼を担う公共放送としての社会的責任にかんがみ、憂慮すべきことであり、誠に遺憾である。

協会においては、改めて事態を徹底的に受け止め、国民・視聴者の負担する受信料により維持運営される公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会の再生・改革に向けあらゆる取組を組織を挙げて全力で推進し、国民・視聴者の信頼の早期回復に努める必要がある。また、受信料の公平負担の確保に向けた取組を徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の目的を着実に遂行し、国民・視聴者の負担に応えることが必要である。

このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配慮すべきである。

記

1 協会の再生・改革に向けて、収支予算等に盛り込んだ経営委員会の強化、業務全般にわたる改革の推進とその中ででのコンプライアンス(法令遵守)活動やその一環としての審査・監査体制の強化、職員の倫理意識の向上と公意意識の徹底、積極的な情報公開及び視聴者との結びつきの強化等に係る各種措置の推進にとどまらず、今後とも協会が公共放送の原点である豊かで、かつ、良い放送番組の放送の一層の充実等により国民・視聴者の負担に応えるべく、組織を挙げて更なる効果的な措置を検討し、全力で推進すること。また、その取組状況を国民・視聴者に公表、説明すること。

なお、これらの措置の検討・実施状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の検討を行うものとする。

2 地上デジタルテレビジョン放送について、2011年のデジタル放送への全面移行に向け、各地域における早期開始、中継局の速やかな開設、デジタル技術の特性を活かした高度な放送サービスの実現、国民・視聴者に対する周知・広報等に率先して取り組むとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の普及を推進し、放送のデジタル化を先導すること。

3 放送番組の編集に当たっては、多様化する国民生活にあって、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負担に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に配慮しつつ、被災者等に役

立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。

また、視聴覚障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な拡充に努めること。

4 デジタル技術の特性を活かした、放送サービスの充実に資する放送技術の研究開発、放送番組の向上等に資する調査研究等を通じ、我が国の放送及びその受信の進歩発達に貢献すること。

5 国際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、国際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の一層の充実に取り組むとともに、国際放送の海外受信状況や国際放送に対する要望の把握とその反映に努めることにより、国際放送を効果的・効率的に推進すること。

また、ハイビジョン技術の普及を進めるとともに、アジア・太平洋地域の国々への災害・緊急報道に関連したノウハウと情報の提供を行うなど、我が国の公共放送として世界の放送の発展に寄与すること。

6 協会の保有する放送番組等については、コンテンツ流通市場の育成の観点からその活用を図ること。その際には、受信料を主な財源として放送を行うこと等を目的とする特殊法人としての適正性を確保するとともに、透明性及び公平性に留意すること。

7 受信契約の締結の徹底については、一連の不祥事の影響に伴い、平成16年度、契約総数が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者の信頼の早期回復に向けた取組を進めつつ、受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消に向け、収支予算等に盛り込んだ措置はもとより、効果があがると見込まれる措置について抜本的に検討し、組織を挙げて全力で取り組むこと。

なお、今後における未契約世帯等の解消が十分に期待されると認められない場合には、所要の検討を行うものとする。

8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

審査報告書

地域再生法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月三十一日

内閣委員長 高嶋 良充
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。
なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、平成十七年度一般会計予算（内閣府所管）に、地域再生基盤強化交付金に必要な経費として、八百十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、地域の再生が、国と地方の関係の在り方を再構築する地方分権改革の精神を踏まえて推進されるべきものであることにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項の実現を期すべきである。

一、内閣総理大臣は、地域再生を推進する中心的役割と責任が住民に最も身近な地方公共団体にあることにかんがみ、地域再生計画の策定に当たつて、地域の住民、民間事業者、特定非営利活動法人、関係団体等の意向が適切に反映されるように配慮するとともに、地域再生計画の認定に当たっては、認定の申請を行った地方公共団体の意思及び主体性を最大限に尊重すること。

二、地域再生基盤強化交付金制度等の特別の措置を含む地域再生に係る支援措置について、地方公共団体その他の地域の関係者に周知を図るとともに、地域再生に係る構想の提案・要望及び認定地方公共団体からの施策の改善提案を真摯に受け止め、また、それぞれの支援措置の運用状況等を踏まえつつ、その拡充及び改善に向けて、適時、積極的に見直しを行うこと。特に、法第五条第三項第二号に規定する事業の拡充及び改善に向けた見直しは、地方分権の一層の推進を旨として行うこと。

三、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対して報告の徴収又は措置の要求を行うに当たっては、地域再生は地域における創意工夫を生かした自主的・自立的な取組を基本とするものであることを踏まえ、当該地方公共団体の裁量に十分配慮すること。

四、法第五条第三項第一号に規定する事業の範囲及び特定地域再生事業会社の指定基準を定めるに当たっては、地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等地域再生の目標の達成及び地域における雇用の創出に十分に配慮しつつ、また、併せて、公的分野への民間参入の促進という観点も十分に踏まえつつ、対象事業分野をできるだけ拡大するように配慮すること。

また、特定地域再生事業会社が発行する株式の取得に係る課税の特例措置について、課税の公平性に配慮しつつ、民間投資の一層の促進を図る観点から、適宜、その改善と拡充に努めること。

五、地域再生基盤強化交付金の配分基準の明確性及び配分の透明性を確保するとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金、むらづくり交付金、漁村再生交付金、地域住宅交付金等の地域再生支援対策に係る交付金制度について、地域再生基盤強化交付金制度との密接かつ効果的な連携を図ること。

六、内閣総理大臣は、地域再生施策として関係各府省庁が実施する事業について、それらの統一性及び一体性並びに効果的かつ効果的な執行を確保するため、地域再生本部における調整等を通じて、十分な指導性を発揮すること。

七、地域再生本部が地域再生計画に対する支援措置について評価を行ったときは、当該計画の円滑かつ安定的な実施及び改善のための適切な助言を行うとともに、他の地方公共団体の成功事例の紹介等、必要な情報の提供を行うこと。
右決議する。

地域再生法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十八日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

地域再生法案

地域再生法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 地域再生基本方針（第四条）

第三章 地域再生計画の認定等（第五条—第十四条）

第四章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条—第二十四条）

第五章 地域再生本部（第二十五条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生

本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 地域再生基本方針

第四条 政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「地域再生基本方針」という。)を定めなければならない。

2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域再生の意義及び目標に関する事項
- 二 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 次条第一項に規定する地域再生計画の同条

第四項の認定に関する基本的な事項

四 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地域再生基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域再生基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の地域再生基本方針の変更について準用する。

第三章 地域再生計画の認定等

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。)は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために行う事業に関する事項
- 四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であつて株式会社により行われるものに関する事項
- 二 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業

ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業

ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

三 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた地域再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。

6 内閣総理大臣は、地域再生計画に第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第四項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長(以下単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第四項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第四項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第六項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第四項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第七項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対し、認定地域再生計画(認定地域再生計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第九条 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

きる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第五条第七項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第十一条 認定地方公共団体は、地域再生本部に対し、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の地域再生に関する施策の改善についての提案をすることができる。

2 地域再生本部は、前項の提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定地方公共団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図

りながら協力しなければならない。

第四章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置
(課税の特例)

第十二条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第一号に規定する事業を行う株式会社であつて地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度を考慮して内閣府令で定める常時雇用する従業員の数その他の要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「特定地域再生事業会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、特定地域再生事業会社が前項に規定する内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 特定地域再生事業会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(地域再生基盤強化交付金の交付等)

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第三項第二号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金(以下この条において「地域再生基盤強化交付金」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定め

る施設の整備に充てられるものとする。

一 道整備交付金 道路、農道又は林道であつて政令で定めるもの

二 汚水処理施設整備交付金 下水道、集落排水施設又は浄化槽であつて政令で定めるもの

三 港整備交付金 港湾施設又は漁港施設であつて政令で定めるもの

3 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備に要する費用については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)その他の法令の規定に基づき国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 地域再生基盤強化交付金の交付の事務は、交付金の種類に応じ、政令で定める区分に従つて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行う。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第十四条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(第二十二号)に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五章 地域再生本部

(設置)

第十五条 地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、地域再生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域再生基本方針の案の作成に関するこ と。 二 認定の申請がなされた地域再生計画につ いての意見(第五条第五項の規定により内閣総 理大臣に対し述べる意見をいう。)に関するこ と。 三 認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施の ための施策の総合調整及び支援措置の推進に 関すること。 四 前二号に掲げるもののほか、地域再生基本 方針に基づく施策の実施の推進に関するこ と。 五 前各号に掲げるもののほか、地域再生に関 する施策で重要なものの企画及び立案並びに 総合調整に関すること。 (組織) 第十七条 本部は、地域再生本部長、地域再生副 本部長及び地域再生本部員をもって組織する。 (地域再生本部長) 第十八条 本部の長は、地域再生本部長(以下「本 部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充 てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員 を指揮監督する。 (地域再生副本部長) 第十九条 本部に、地域再生副本部長(以下「副本 部長」という。)を置き、国務大臣をもって充て る。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。 (地域再生本部員) 第二十条 本部に、地域再生本部員(次項におい て「本部員」という。)を置く。	2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべて の国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力) 第二十一条 本部は、その所掌事務を遂行するた め必要があると認めるときは、国の行政機関、 地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通 則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に 規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政 法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第 百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政 法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により 直接に設立された法人又は特別の法律により 特別の設立行為をもって設立された法人であつ て、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号の規定の適用を受けるものをい う。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表 明、説明その他必要な協力を求めることができ る。 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必 要があると認めるときは、前項に規定する者以 外の者に対しても、必要な協力を依頼すること ができる。 (事務) 第二十二條 本部に関する事務は、内閣官房にお いて処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌 理する。 (主任の大臣) 第二十三條 本部に係る事項については、内閣法 (昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣 は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第二十四條 この法律に定めるもののほか、本部 に関し必要な事項は、政令で定める。	附 則 (施行期日) 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行す る。 (検討) 2 政府は、この法律の施行後七年以内に、この 法律の施行の状況について検討を加え、その結 果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (内閣府設置法の一部改正) 3 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の 一部を次のように改正する。 第四条第三項第三号の二の次に次の一号を加 える。 三の三 地域再生法(平成十七年法律第 号)第五条第一項に規定する地域再生計 画の認定に関すること及び同法第十二条第 一項に規定する特定地域再生事業会社の指 定に關すること並びに同法第十三条第一項 の交付金を充てて行う事業に關する關係行 政機關の經費の配分計画に關すること。 審査報告書 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民 健康保険法等の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。 平成十七年三月三十一日 厚生労働委員長 岸 宏一 参議院議長 扇 千景殿 要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、平成十七年度における国及び地	方公共団体を通じた財政改革のための国の補助 金等の整理及び合理化等に伴い、国民健康保険 における国庫負担率の見直し、基礎年金の国庫 負担の引上げ等の措置を講じようとするもので あり、おおむね妥当な措置と認める。 一、費用 本法施行に伴い、平成十七年度一般会計予算 (厚生労働省所管)において、基礎年金国庫負担 割合引上げに要する経費として約千一百一億円が 計上されている。 なお、国民健康保険における国庫負担率の見 直し及び国庫補助金等の廃止に伴い、平成十七 年度において約六千三十六億円の国庫補助金等 の一般財源化が見込まれ、また、国庫補助金等 の再編・統合による交付金の創設に伴い、平成 十七年度一般会計予算(厚生労働省所管)におい て約千三百七十九億円が計上されている。 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民 健康保険法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し た。 よつて国会法第八十三条により送付する。 平成十七年三月二十二日 衆議院議長 河野 洋平 参議院議長 扇 千景殿 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民 健康保険法等の一部を改正する法律案 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国 民健康保険法等の一部を改正する法律 (国民健康保険法の一部改正) 第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百
--	--	--	---

九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「百分の四十」を「百分の三十四」に改め、同項第二号中「第七十二条の第二項」を「第七十二条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「百分の四十」を「百分の三十四」に改める。

第七十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(調整交付金等)」を付し、同条第二項第一号中「控除した額の百分の十」を「控除した額(次条において「算定対象額」という。)」の百分の九に改め、同項第二号中「次条第一項」を「第七十二条の二の二第一項」に改める。

第七十二条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「四分の一」を「四分の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第七十二条の二とし、第七十二条の次に次の一条を加える。

第七十二条の二 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。

2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の百分の七に相当する額とする。

第七十四条中「第七十二条の二第二項」を削る。

第七十五条中「第七十二条の二第三項」を「第七十二条の二、第七十二条の二の二第二項」に改める。

第百十九条の四中「第七十五条」を「第七十二条の二第一項、第七十五条」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

12 市町村は、平成十七年度において、第七十二条の二の二第一項の規定に基づき繰り入れ

る額のほか、政令の定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項を削り、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十三項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 国は、平成十七年度において、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

14 都道府県は、平成十七年度において、政令の定めるところにより、附則第十二項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「保育の実施等」を「助産の実施若しくは母子保護の実施」に、「並びに第二十三条第一項ただし書及び第二十四条第一項ただし書」を「及び第二十三条第一項ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

任することができる。

第四十六条の二中「市町村長」の下に「(第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会)を加える。

第五十二条中「費用に」を「費用のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)」の設備に関するものに」に改め、「第五十条第九号及び前条第六号の費用中、母子生活支援施設、保育所、」を削り、同条ただし書を削る。

第五十三条の二中「第五十一条第一号の二」を並びに第五十一条第一号の二に改め、「並びに第五十一条第五号の費用」を削る。

第五十四条中「費用」の下に「のうち、知的障害児施設等の設備に関するものを」を加え、「母子生活支援施設、保育所、」を削り、同条ただし書を削る。

第五十五条の二中「並びに第五十一条第五号の費用」を削る。

第五十六条の二第一項中「都道府県は」を「都道府県及び市町村は」に改め、「整備」の下に「(以下「新設等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

第三項中「都道府県が」の下に「知的障害児施設等について」を加える。

第五十六条の三中「都道府県」の下に「及び市町村」を加え、「左に」を「次に」に改める。

第七十二条第一項中「児童相談所及び児童福祉施設の設備並びに児童福祉施設の職員養成施設」を「知的障害児施設等の設備」に改め、同条第二項中「児童福祉施設の新設(社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。)、修理、改造、拡張又は整備」を「知的障害児施設等の新設等」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三号中「盲導犬訓練施設」を「補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「身体障害者福祉センター」の下に「補装具製作施設」を、「要する費用」の下に「並びに視覚障害者情報提供施設の設置に要する費用」を加える。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項中「及び麻薬取締員の都道府県別の定数」を削る。

第五十九条の二中「前条の二」を「前条第三号の二」に、「次に掲げるもの」を「その四分の三」に改め、同条各号を削る。

第五十九条の三中「次に掲げる」を「都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する」に改め、同条各号を削る。

(売春防止法の一部改正)

第五條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「市町村又は」を削る。

第四十條第二項第一号中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、同条第三項を削る。

附則第六項から第十二項までを削る。

(老人福祉法の一部改正)

第六條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出し中「市町村」を「費用」に改め、同条中第三号を削り、第二号の二を第三号とする。

第二十一條の二中「第二号の二」を「第三号」に改める。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

第二十二條及び第二十三條 削除

第二十四條の見出し中「負担及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十六條の見出し中「負担及び」を削り、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第八條第一項を削り、同条第二項中「第二十六條第三項」を「第二十六條第二項」に、「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十六條第三項」を「第二十六條

第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「前三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第二項から第四項まで」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「から第四項まで」を「前三項まで」に、「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とする。

(母子保健法の一部改正)

第七條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二を次のように改める。

第二十一條の二 削除

第二十一條の三中「第二十一條第一項の規定により市町村が支弁する費用についてはその三分の一を、同条第二項」を「第二十一條第二項」に、「その二分の一」を、「その二分の一」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第八條 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公的介護施設等の整備(第三条―第七十一條)

第三章 特定民間施設の整備(第十二條―第二十二條)

第四章 雑則(第二十三條)

第五章 罰則(第二十四條)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進する措置を講じ、もつて老人をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

第二条中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス等」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律において「介護給付等対象サービス」とは、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

付等対象サービス、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二條に規定する保健事業及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービスをいう。

2 この法律において「公的介護施設等」とは、地域において介護給付等対象サービス等を提供する施設その他これに類する施設又は設備のうち厚生労働省令で定めるもの(次項に規定する特定民間施設を除く。)をいう。

第十七條の見出しを削り、同条第一項中「第九条」を「第十八條」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 罰則

第十六條の見出しを削り、同条を第二十三條とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十五條第一項中「老人福祉法第二十條の六に規定する」及び「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、同条を第二十二條とし、第十四條を第二十一條とする。

第十二條及び第十三條を削る。

第十一條第二項中「第七條」を「第十六條」に改め、同条を第二十條とし、第十條を第十九條とし、第九條を第十八條とする。

第八條第一項中「第四條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第四條第三項」を「第十三條第三項」に改め、同条を第十七條とし、第七條を第十六條とする。

第六條第一項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」を「指定都市」に改め、同条を第十五條とし、第五條を第十四條とする。

第四条第二項第三号中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、同項第七号中「公的保健福祉サービス」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を第十三条とする。 第三条第二項第七号中「公的保健福祉サービス」を「介護給付等対象サービス等」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の章名を付する。	項を記載しなければならない。 一 日常生活圏域(市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項 イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの	4 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、都道府県にその写しを送付しなければならない。 (市町村への交付金の交付等) 第五条 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(以下「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。 3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (施設生活環境改善計画) 第六条 都道府県は、整備基本方針に基づき、当該都道府県における公的介護施設等における生活環境の改善を行うための計画(以下「施設生活環境改善計画」という。)を作成することができる。 2 施設生活環境改善計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標 二 前号の目標を達成するために必要な次に	掲げる施設に関する事項 イ 次に掲げる老人福祉施設であつて当該老人福祉施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの (1) 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム (2) 特別養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム ロ その他施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設 三 その他厚生労働省令で定める事項 3 施設生活環境改善計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければならない。 4 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該施設生活環境改善計画に記載された施設に係る市町村(次項において「関係市町村」という。)の意見を聴かなければならない。 5 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない。 (都道府県への交付金の交付等) 第七条 都道府県は、次項の交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該施設生活環境改善計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。
第三章 特定民間施設の整備 第二条の次に次の一章を加える。 第二章 公的介護施設等の整備 (整備基本方針) 第三条 厚生労働大臣は、公的介護施設等の整備に関する基本方針(以下「整備基本方針」という。)を定めなければならない。 2 整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 公的介護施設等の整備の目標に関する事項 二 次条第一項に規定する市町村整備計画及び第六条第一項に規定する施設生活環境改善計画の作成に関する基本的な事項 三 その他厚生労働省令で定める事項 3 厚生労働大臣は、整備基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (市町村整備計画) 第四条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、整備基本方針に基づき、当該市町村における公的介護施設等の整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。 2 市町村整備計画においては、次に掲げる事	項を記載しなければならない。 一 日常生活圏域(市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ごとの当該区域における公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間 二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる施設に関する事項 イ 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業が実施される施設であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの ロ 次に掲げる老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)であつて日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの (1) 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。) (2) 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。) ハ その他日常生活圏域において整備する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設 三 その他厚生労働省令で定める事項 3 市町村整備計画は、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。	2 施設生活環境改善計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標 二 前号の目標を達成するために必要な次に	掲げる施設に関する事項 イ 次に掲げる老人福祉施設であつて当該老人福祉施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定めるもの (1) 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム (2) 特別養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム ロ その他施設における生活環境を改善する必要があるものとして厚生労働省令で定める施設 三 その他厚生労働省令で定める事項 3 施設生活環境改善計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法第十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と調和が保たれたものでなければならない。 4 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該施設生活環境改善計画に記載された施設に係る市町村(次項において「関係市町村」という。)の意見を聴かなければならない。 5 都道府県は、施設生活環境改善計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村にその写しを送付しなければならない。 (都道府県への交付金の交付等) 第七条 都道府県は、次項の交付金を充てて施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該施設生活環境改善計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された施設生活環境改善計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公的介護施設等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(老人福祉法等の特例)

第八条 第五条第二項又は前条第二項の規定による交付金を充てて整備する老人福祉法に定める老人の福祉のための事業に要する費用については、同法第二十六条第二項の規定に基づく国の補助は、同項の規定にかかわらず、行わないものとする。

第九条 市町村整備計画に掲載された第四条第二項第二号に掲げる施設(以下この項及び次条において「市町村整備施設」という。)に係る施設を設置する者(以下「施設設置者」という。)が、当該市町村整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該市町村整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

2 施設生活環境改善計画に掲載された第六条第二項第二号に掲げる施設(以下この項にお

いて「都道府県整備施設」という。)に係る施設設置者又は施設において介護給付等対象サービス等を提供している者が、当該都道府県整備施設につき老人福祉法第十四条若しくは第十五条第二項若しくは第三項又は社会福祉法第六十二条第一項の規定により届出を行わなければならない場合には、それぞれ当該規定にかかわらず、事業の開始の日又は施設の設置の日から一月以内に、その旨を当該都道府県整備施設の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

第十条 施設設置者は、前条第一項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該施設設置者に係る市町村整備施設の所在地を管轄する市町村長を経由してすることができ

(大都市等の特例)

第十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合において、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第九条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)の一部を次のように改正す

る。
第十一条の見出しを「市町村及び都道府県に対する交付金の交付等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改める。

附則第十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国庫は、平成十七年度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、前項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三

日の属する月の前月までの期間に限る。)の項中

項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項各号に掲げる額及び昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。)のほか、二百四十七億五千九百六十六万六千円を負担する。

附則第三十二条に次の一項を加える。

4 国庫は、平成十七年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七十七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、八百二十一億六千三十五万五千円を負担する。

附則第五十六条の表平成十七年度及び平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行

第四条第一項	附則第三十四条第二項
第十六条第二項第一号	附則第三十四条第二項

及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第四条第一項 附則第三十四条第 において読み替え 八十五条第一項並 法律第三十四号附 一項(第九号を除
及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から特定年度の前年度までの各年度の項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改める。 附則 施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)の規定は、平成十七年三月一日以後に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日以後に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十七年度以後の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十七年度以後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金について適用し、平成十七年三月一日前に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日前に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前に納付に要する費用及び平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用については、なお従前の例による。 第三条 平成十七年度における新国保法第七十条
二項及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項(第九号を除く。)並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第四項	を	第十六条第二項第一号 繰り入れた金額 附則第三十四条第
二項及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第一項の規定により国が市町村又は特別区(以下附則第五条までにおいて単に「市町村」という。)に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十六に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。 一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から新国保法附則第十二項の規定による繰入金金の二分の一に相当する額を控除した額 二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算医療費拠出金(老人保健法第五十五条第一項に規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十六に相当する額 ロ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金(老人保健法第五十六条第一項に規定する確定医療費拠出金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額(同法第五十四条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額 ハ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額
二項及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第四条第一項 附則第三十四条第 において読み替え 八十五条第一項並 法律第三十四号附 一項(第九号を除
二項及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から特定年度の前年度までの各年度の項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改める。 附則 施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)の規定は、平成十七年三月一日以後に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日以後に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十七年度以後の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十七年度以後の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付金の納付に要する費用についての国庫負担金及び調整交付金について適用し、平成十七年三月一日前に行われた療養の給付並びにこの法律の施行の日前に支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前に納付に要する費用及び平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用については、なお従前の例による。 第三条 平成十七年度における新国保法第七十条
二項及び第三項 附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項	を	第四条第一項 附則第三十四条第 において読み替え 八十五条第一項並 法律第三十四号附 一項(第九号を除

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合(新国保法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百分の三十六に相当する額

ロ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額(老人保健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を超える場合 イに定める額から、その超える額と其の超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金(介護保険法第五十二条に規定する概算介護給付

費納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十六に相当する額

ロ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金(介護保険法第五十三条に規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。)の額を超える場合 イに定める額から、その超える額と其の超える額に係る介護給付費納付金調整金額(同法第五十一条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。)との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額と其の満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

二 一部負担金軽減市町村等(国民健康保険法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとして市町村をいう。以下同じ。)に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

三 平成十七年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指

定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「二部改正法」という。附則第三條第一項及び第二項」と、「百分の三十四」とあるのは「百分の三十六」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第三條第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「二部改正法附則第三條第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

四 平成十七年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額から、新国保法附則第十八項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として算定する額とする。

一 第二項第一号に掲げる額(第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。)の百分の九に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算医療費拠出金の額の百分の

九に相当する額

ロ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額と其の超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額と其の満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額と其の超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

官 報 (号 外)

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

五 平成十五年度の基準超過費用額(新国保法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。)の百分の九に相当する額

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金及び新国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額

5 平成十七年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十七年度の概算医療費拠出金の額から平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十七年度の概算介護給付費納付金の額の合算額の見込額から平成十五年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の五に相当する額とする。

る額とする。

第四条 平成十八年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。

一 新国保法第七十条第一項第一号に掲げる額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額を超える場合

合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十六年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算介護給付費納付金の額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十六年度の概算介護給付費納付金の額が平成十六年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を加算した額

2 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項第一号」とする。

3 平成十八年度における新国保法第七十条第三項の規定により国が平成十六年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して負担する額については、同項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号。以下「部改正法」という。附則第四条第一項及び同条第二項において準用する附則第三条第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」とあるのは「一部改正法附則第四条第三項の規定により読み替えられた第三項第二号イ」とする。

4 平成十八年度における新国保法第七十二条第二項の規定による調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 第一項第一号に掲げる額(第二項において準用する前条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。)の百分の九に相当する額

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

た額

ハ 平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十七年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成十九年度の概算介護給付費納付金の額の百分の七に相当する額

ロ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を控除した額

ハ 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額が平成十七年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の五に相当する額を加算した額

五 平成十七年度の基準超過費用額の百分の七に相当する額

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十

六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第七条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)(第七十二条第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた第二条の規定による改正前の児童福祉法第七十二条第一項及び第二項の貸付金についても、適用する。この場合において、新児童福祉法第七十二条第六項中「前各項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)(第七十二条第一項及び第二項」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項」と、第五十二条とあるのは「旧児童福祉法第五十二条」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第二項」と、第五十六条の二第三項とあるのは「旧児童福祉法第五十六条の二第三項」と、同条第十一項中「第一項から第五項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、「前三項」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項及び第二項」と、前第三項とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項」とする。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)(附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、旧売春防止法附則第八項から第十二項までの規定は、この法律の施

行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧売春防止法附則第八項中「前二項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第五条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)(附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第九項中「附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧売春防止法附則第十項中「附則第六項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項」と、旧売春防止法附則第十一項中「附則第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第七項」と、第四十条第二項又は第三項とあるのは「旧売春防止法第四十条第二項又は第三項」と、旧売春防止法附則第十二項中「附則第六項又は第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項又は第七項」とする。

第九条 この法律の施行前に行われた第六条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)(附則第八条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第七項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)第六条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)(附則第八条第一項」と、第二十六条第一項とあるのは「旧老人福祉法第二十六条第一項」とする。

2 第六条の規定による改正後の老人福祉法(以下「新老人福祉法」という。)(附則第八条第四項、第五項及び第七項の規定は、国がこの法律の施

行前に貸し付けた旧老人福祉法附則第八条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新老人福祉法附則第八条第四項中「前三項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)以下二部改正法」という。)(第六条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)(附則第八条第一項」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「旧老人福祉法附則第八条第一項」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「旧老人福祉法附則第八条第一項」と、「前項」とあるのは「二部改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧老人福祉法附則第八条第七項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の項中「第七十五条」を「第七十二条の二第一項、第七十五条」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「麻薬取締員並びに」を削り、同条第十二号中「老人の養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム」を削り、同条第十四号中「妊産婦及び乳幼児の健康診査、」を削る。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十三条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第十四条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、離島振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第三項及び第六項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改める。

別表六中「第五十条第九号及び第五十一条第五号に規定する費用」を「第三十九条第一項に規定する保育所に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第十五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項を同条第六項とし、同条第四項

中「第一項の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第三項中「又は補助金」を「補助金又は交付金に」、「から第四項まで」を「から第五項まで」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「若しくは補助金」を「補助金若しくは交付金」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第六条第二項及び第三項中「前条」を「第五条」に改める。

に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第十七条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は補助金の交付」を「補助金又は交付金の交付」に、「又は補助するため」を「若しくは補助し、又は交付金を交付するために」に、「を国が負担し、又は補助する」を「について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第七条中「前二条」を「前三条」に改める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第十八条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は補助金の交付」を「補助金又は交付金の交付」に、「又は補助するために」を「若しくは補助し、又は交付金を交付するために」に、「を国が負担し、又は補助する」を「について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する」に改め、「この条において」

を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第九条中「前二条」を「前三条」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十九条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条(定義)に規定する特定民間施設」を削る。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第二十条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る)の下に」第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 国は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第二項中「又は補助金」を「補助金又は交付金」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)
第二十一条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第二十二條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中、「第十六条第一項を削る。第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

別表第六号中「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業」を「削除」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十三条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「から第四項まで」を、「第二項、第四項及び第五項」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四条 国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律(平成十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあつては二十一億八千四百三十八万二千円を、独立行政法人造幣局にあつては三百四十一万四千円を、独立行政法人国立印刷局にあつては千五百七十四千円を、独立行政法人国立病院機構にあつては一億七千七百二十五万二千円を、日本郵政公社にあつては七億八百五十四万二千円を、それぞれ負担する。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第九十四条の二第二項」を「第九十四条の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規

定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、十億二千八百六十八万円を補助する。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十六条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 地方公共団体は、平成十七年度における国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第十三条第三項第二号に定める額のほか、八十二億二百三十万七千円を負担する。

審査報告書

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月三十一日

厚生労働委員長 岸 宏一
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置の期間を五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴う平成十七年度一般会計予算(厚生労働省所管)の歳出額は、四十億円程度と見込まれる。

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年三月二十二日
衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

介護保険法施行法の一部を改正する法律案
介護保険法施行法の一部を改正する法律
介護保険法施行法(平成九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を削り、同条第四項各号列記以外の部分中「前項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び」を「介護保険法第四十一条第一項に規定する」に改め、「である旧措置入所者」の下に「(以下この条において「要介護旧措置入所者」という。)」を、「支給する」の下に「同法に規定する」を加え、「五年間」を「十年間」に、「介護保険法」を「同法」に改め、同項第一号中「旧措置入所者に係る介護の必要の程度」を「要介護旧措置入所者に係る要介護状態区分(介護保険法第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。)」に改め、「特定介護老人福祉施設の下に(当該特定介護老人福祉施設に係る同法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一以上の他の指定介護老人福祉施設(同法第四十八条第一項

第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。

以下この号において同じ。)に入所した要介護旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設を含む。以下この条において同じ。)を、「指定介護福祉施設サービス」の下に「同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいい、を、「提供を除く」の下に「。以下この号において同じ)」を加え、「介護保険法第四十八条第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、「当該指定介護福祉施設サービスに要した費用」の下に「(同条第一項の厚生労働省令で定める費用を除く。以下この号において同じ。)」を加え、「旧措置入所者の」を「要介護旧措置入所者の」に改め、同項第二号中「旧措置入所者の」を「要介護旧措置入所者の」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「旧措置入所者の」を「要介護旧措置入所者の」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に行われた指定介護福祉施設サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。)に係るこの法律による改正前の介護保険法施行法第十三条第三項及び第四項の規定による介護保険法に規定する施設介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	関谷 勝嗣君	田浦 直君	尾立 源幸君	大石 正光君
青木 幹雄君	秋元 司君	田中 直紀君	田村 公平君	大江 康弘君	大久保 勉君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	田村耕太郎君	伊達 忠一君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
荒井 広幸君	有村 治子君	竹山 裕君	武見 敬三君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
泉 信也君	市川 一朗君	谷川 秀善君	段本 幸男君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
岩井 國臣君	岩城 光英君	常田 享詳君	鶴保 庸介君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
岩永 浩美君	魚住 汎英君	中川 雅治君	中川 義雄君	郡司 彰君	小林 正夫君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中島 啓雄君	中島 眞人君	小林 元君	奥石 東君
大仁田 厚君	大野つや子君	中曾根弘文君	中原 爽君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
太田 豊秋君	岡田 直樹君	中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
岡田 広君	荻原 健司君	西島 英利君	西銘順志郎君	櫻井 充君	芝 博一君
加治屋義人君	加納 時男君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	島田智哉子君	下田 敦子君
狩野 安君	景山俊太郎君	南野知恵子君	長谷川憲正君	主濱 了君	榎葉賀津也君
柏村 武昭君	片山虎之助君	橋本 聖子君	林 芳正君	鈴木 寛君	田名部匡省君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	福島啓史郎君	藤井 基之君	田村 秀昭君	高嶋 良充君
河合 常則君	木村 仁君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君	高橋 千秋君	谷 博之君
岸 宏一君	北川イツセイ君	真鍋 賢二君	舩添 要一君	千葉 景子君	光生アキラ君
北岡 秀二君	国井 正幸君	松田 岩夫君	松村 祥史君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
倉田 寛之君	小池 正勝君	松村 龍二君	松山 政司君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	三浦 一水君	水落 敏栄君	内藤 正光君	直嶋 正行君
小齊平敏文君	小林 温君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	林 久美子君	平田 健二君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山崎 力君	山崎 正昭君	平野 達男君	広田 一君
坂本由紀子君	桜井 新君	山下 英利君	山谷えり子君	広中和歌子君	広野ただし君
山東 昭子君	清水嘉与子君	山本 一太君	山本 順三君	福山 哲郎君	藤末 健三君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	藤本 祐司君	藤原 正司君
末松 信介君	鈴木 政二君	若林 正俊君	脇 雅史君	前川 清成君	前田 武志君
世耕 弘成君	関口 昌一君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	松井 孝治君	松岡 徹君
		朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松下 新平君	円より子君
		家西 悟君	池口 修次君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
		犬塚 直史君	今泉 昭君	森 ゆうこ君	策瀬 進君
		岩本 司君	江田 五月君	柳澤 光美君	柳田 稔君
		小川 勝也君	小川 敏夫君	山下八洲夫君	山根 隆治君

賛成者氏名		反対者氏名	
山本 孝史君	蓮 舩君	荒井 広幸君	有村 治子君
和田ひろ子君	若林 秀樹君	泉 信也君	市川 一朗君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君	岩井 國臣君	岩城 光英君
魚住裕一郎君	浮島とも子君	岩永 浩美君	魚住 汎英君
加藤 修一君	風間 昶君	小野 清子君	尾辻 秀久君
木庭健太郎君	澤 雄二君	大仁田 厚君	大野つや子君
白浜 一良君	高野 博師君	太田 豊秋君	岡田 直樹君
谷合 正明君	遠山 清彦君	岡田 広君	荻原 健司君
西田 実仁君	浜田 昌良君	加治屋義人君	加納 時男君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	狩野 安君	景山俊太郎君
福本 潤一君	松 あきら君	柏村 武昭君	片山虎之助君
山口那津男君	山下 栄一君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
山本 香苗君	山本 保君	河合 常則君	木村 仁君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	岸 宏一君	岸 信夫君
井上 哲士君	市田 忠義君	北岡 秀二君	北川イツセイ君
緒方 靖夫君	紙 智子君	倉掛 哲男君	国井 正幸君
小池 晃君	小林美恵子君	倉田 寛之君	小池 正勝君
大門実紀史君	仁比 聡平君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
吉川 春子君	大田 昌秀君	小齊平敏文君	小林 温君
近藤 正道君	福島みずほ君	後藤 博子君	鴻池 祥肇君
淵上 貞雄君	又市 征治君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
糸数 慶子君	黒岩 宇洋君	坂本由紀子君	桜井 新君
鈴木 陽悦君	角田 義一君	山東 昭子君	清水嘉与子君
		椎名 一保君	陣内 孝雄君
		末松 信介君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関口 昌一君
		関谷 勝嗣君	田浦 直君
		田中 直紀君	田村 公平君
		田村耕太郎君	伊達 忠一君
		竹山 裕君	武見 敬三君
		谷川 秀善君	段本 幸男君
		常田 享詳君	鶴保 庸介君
		中川 雅治君	中川 義雄君
国補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		中島 啓雄君	中島 眞人君
賛成者氏名		中曾根弘文君	中原 爽君
阿部 正俊君	愛知 治郎君	中村 博彦君	二之湯 智君
青木 幹雄君	秋元 司君	西島 英利君	西銘順志郎君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
		南野知恵子君	長谷川憲正君
		橋本 聖子君	林 芳正君
		福島啓史郎君	藤井 基之君
		藤野 公孝君	保坂 三蔵君
		真鍋 賢二君	舩添 要一君
		松田 岩夫君	松村 祥史君
		松村 龍二君	松山 政司君
		三浦 一水君	水落 敏栄君
		溝手 顕正君	森元 恒雄君
		矢野 哲朗君	山内 俊夫君
		山崎 力君	山崎 正昭君
		山下 英利君	山谷えり子君
		山本 一太君	山本 順三君
		吉田 博美君	吉村剛太郎君
		若林 正俊君	脇 雅史君
		荒木 清寛君	魚住裕一郎君
		浮島とも子君	加藤 修一君
		風間 昶君	木庭健太郎君
		澤 雄二君	白浜 一良君
		高野 博師君	谷合 正明君
		遠山 清彦君	西田 実仁君
		浜田 昌良君	浜四津敏子君
		弘友 和夫君	福本 潤一君
		松 あきら君	山口那津男君
		山下 栄一君	山本 香苗君
		山本 保君	渡辺 孝男君
		鰐淵 洋子君	
賛成者氏名		足立 信也君	浅尾慶一郎君
阿部 正俊君	愛知 治郎君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
青木 幹雄君	秋元 司君	家西 悟君	池口 修次君
浅野 勝人君	荒井 正吾君	犬塚 直史君	今泉 昭君
		岩本 司君	江田 五月君
		小川 勝也君	小川 敏夫君
		尾立 源幸君	大石 正光君
		大江 康弘君	大久保 勉君
		大塚 耕平君	岡崎トミ子君
		加藤 敏幸君	神本美恵子君
		木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
		北澤 俊美君	工藤堅太郎君
		郡司 彰君	小林 正夫君
		小林 元君	奥石 東君
		佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
		佐藤 雄平君	齋藤 勁君
		櫻井 充君	芝 博一君
		島田智哉子君	下田 敦子君
		主濱 了君	榛葉賀津也君
		鈴木 寛君	田名部匡省君
		田村 秀昭君	高嶋 良充君
		高橋 千秋君	谷 博之君
		千葉 景子君	シラネ マルテ君
		津田弥太郎君	辻 泰弘君
		富岡由紀夫君	那谷屋正義君
		内藤 正光君	直嶋 正行君
		西岡 武夫君	羽田雄一郎君
		白 眞勲君	林 久美子君
		平田 健二君	平野 達男君
		広田 一君	広中和歌子君
		広野ただし君	福山 哲郎君
		藤末 健三君	藤本 祐司君

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を
求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一三五名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大仁田 厚君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡田 直樹君

藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
蓮 舫君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 渡辺 秀央君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
淵上 貞雄君 又市 征治君
糸数 慶子君 黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君 角田 義一君

岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
柏村 武昭君 片山虎之助君
金田 勝年君 亀井 郁夫君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北岡 秀二君 北川イツセイ君
倉掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小池 正勝君
小泉 昭男君 小泉 顕雄君
小齊平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
常田 享詳君 中川 義雄君
中川 雅治君 中島 眞人君
中島 啓雄君 中曾根弘文君
中村 博彦君 中村 爽君
西島 英利君 二之湯 智君
野上浩太郎君 西銘順志郎君
南野知恵子君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 長谷川憲正君
林 芳正君

反対者氏名

九九名

福島啓史郎君 藤井 基之君
藤野 公孝君 真鍋 賢二君
舛添 要一君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 喜納 昌吉君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
高野 博師君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君

尾立 源幸君 大石 正光君
大江 康弘君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 小林 元君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 櫻井 充君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
田名部匡省君 田村 秀昭君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 千葉 景子君
光シメテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 柳澤 光美君
山根 隆治君 山下八洲夫君
山本 孝史君

地域再生法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一四九名

蓮 舩君	和田ひろ子君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山本 順三君	吉田 博美君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
若林 秀樹君	井上 哲士君	小泉 顕雄君	小斉平敏文君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
市田 忠義君	緒方 靖夫君	小林 温君	後藤 博子君	脇 雅史君	平田 健二君	郡司 彰君	小林 正夫君
紙 智子君	小池 晃君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	小林 元君	興石 東君
小林美恵子君	大門実紀史君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	浮島とも子君	加藤 修一君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
仁比 聡平君	吉川 春子君	桜井 新君	山東 昭子君	風間 昶君	木庭健太郎君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
大田 昌秀君	近藤 正道君	清水嘉与子君	椎名 一保君	澤 雄二君	白浜 一良君	櫻井 充君	芝 博一君
福島みずほ君	淵上 貞雄君	陣内 孝雄君	末松 信介君	高野 博師君	谷合 正明君	島田智哉子君	下田 敦子君
又市 征治君	糸数 慶子君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	遠山 清彦君	西田 実仁君	主濱 了君	榎葉賀津也君
黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君	関口 昌一君	関谷 勝嗣君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	鈴木 寛君	田名部匡省君
角田 義一君		田浦 直君	田中 直紀君	弘友 和夫君	福本 潤一君	田村 秀昭君	高嶋 良充君
		田村 公平君	田村耕太郎君	松 あきら君	山口那津男君	千葉 景子君	谷 博之君
		伊達 忠一君	竹山 裕君	山下 栄一君	山本 香苗君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
		武見 敏三君	谷川 秀善君	山本 保君	渡辺 孝男君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
		段本 幸男君	常田 享詳君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	内藤 正光君	直嶋 正行君
		中川 庸介君	中川 雅治君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
		中島 眞人君	中島 啓雄君	紙 智子君	小池 晃君	白 眞勲君	林 久美子君
		中原 爽君	中曾根弘文君	小林美恵子君	大門実紀史君	平野 達男君	広田 一君
		二之湯 智君	中村 博彦君	仁比 聡平君	吉川 春子君	広中和歌子君	広野ただし君
		西銘順志郎君	西島 英利君	大田 昌秀君	近藤 正道君	福山 哲郎君	藤末 健三君
		野村 哲郎君	野上浩太郎君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	藤本 祐司君	藤原 正司君
		長谷川憲正君	橋本 聖子君	又市 征治君		前川 清成君	前田 武志君
		林 芳正君	福島啓史郎君			松井 孝治君	松岡 徹君
		藤井 基之君	藤野 公孝君			松下 新平君	円より子君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢二君			水岡 俊一君	峰崎 直樹君
		舩添 要一君	松田 岩夫君			森 ゆうこ君	築瀬 進君
		松村 祥史君	松村 龍二君			柳澤 光美君	柳田 稔君
		松山 政司君	三浦 一水君			山下八洲夫君	山根 隆治君
		水落 敏栄君	溝手 顕正君			山本 孝史君	蓮 舩君
		森元 恒雄君	矢野 哲朗君			和田ひろ子君	若林 秀樹君
		山内 俊夫君	山崎 力君			渡辺 秀央君	糸数 慶子君
		山崎 正昭君	山下 英利君			黒岩 宇洋君	角田 義一君
		山谷えり子君	山本 一太君				

反対者氏名

八六名

足立 信也君	浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
家西 悟君	池口 修次君	郡司 彰君	小林 正夫君
大塚 直史君	今泉 昭君	小林 元君	興石 東君
岩本 司君	江田 五月君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
小川 勝也君	小川 敏夫君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君
尾立 源幸君	大石 正光君	櫻井 充君	芝 博一君
大江 康弘君	大久保 勉君	島田智哉子君	下田 敦子君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	主濱 了君	榎葉賀津也君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	鈴木 寛君	田名部匡省君
		田村 秀昭君	高嶋 良充君
		高橋 千秋君	谷 博之君
		千葉 景子君	辻 泰弘君
		津田弥太郎君	那谷屋正義君
		富岡由紀夫君	直嶋 正行君
		内藤 正光君	羽田雄一郎君
		西岡 武夫君	林 久美子君
		白 眞勲君	広田 一君
		平野 達男君	広野ただし君
		広中和歌子君	藤末 健三君
		福山 哲郎君	藤原 正司君
		藤本 祐司君	前田 武志君
		前川 清成君	松岡 徹君
		松井 孝治君	円より子君
		松下 新平君	峰崎 直樹君
		水岡 俊一君	築瀬 進君
		森 ゆうこ君	柳田 稔君
		柳澤 光美君	山根 隆治君
		山下八洲夫君	蓮 舩君
		山本 孝史君	若林 秀樹君
		和田ひろ子君	糸数 慶子君
		渡辺 秀央君	角田 義一君
		黒岩 宇洋君	

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康
保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

賛成者氏名

一三四名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
荒井 広幸君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北岡 秀二君
北川イツセイ君 杵掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顕雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 坂本由紀子君
桜井 新君 山東 昭子君
清水嘉子子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君

田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 雅治君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 中村 博彦君
二之湯 智君 西島 英利君
西銘順志郎君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川憲正君 橋本 聖子君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 藤野 公孝君
保坂 三蔵君 眞鍋 賢二君
舩添 要一君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 浮島とも子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 高野 博師君
谷合 正明君 遠山 清彦君
西田 実仁君 浜田 昌良君

反対者氏名

一〇二名

足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
大塚 直史君 今泉 昭君
岩本 司君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 正光君
大江 康弘君 大久保 勉君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加藤 敏幸君 神本美恵子君
木俣 佳文君 喜納 昌吉君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
小林 元君 奥石 東君
佐藤 泰介君 齋藤 勁君
佐藤 雄平君 芝 博一君
櫻井 充君 下田 敦子君
島田智哉子君 榎葉賀津也君
主濱 了君 田名部匡吾君
鈴木 寛君 高嶋 良充君
田村 秀昭君 谷 博之君
高橋 千秋君 シルシマル君
千葉 景子君 辻 泰弘君
津田弥太郎君 那谷屋正義君
富岡由紀夫君 直嶋 正行君
内藤 正光君

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

西岡 武夫君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 林 久美子君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
蓮 舩君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 渡辺 秀央君
井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門美紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
瀨上 貞雄君 又市 征治君
糸数 慶子君 黒岩 宇洋君
鈴木 陽悦君 角田 義一君

泉 信也君	市川 一朗君	中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	西田 実仁君	浜田 昌良君
岩井 國臣君	岩城 光英君	二之湯 智君	西島 英利君	齋藤 勤君	櫻井 充君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
岩永 浩美君	魚住 汎英君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	芝 博一君	島田智哉子君	福本 潤一君	松 あきら君
小野 清子君	大仁田 厚君	野村 哲郎君	南野知恵子君	下田 敦子君	主濱 了君	山口那津男君	山下 栄一君
大野つや子君	太田 豊秋君	長谷川憲正君	橋本 聖子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	山本 香苗君	山本 保君
岡田 直樹君	岡田 広君	林 芳正君	福島啓史郎君	田名部匡省君	田村 秀昭君	渡辺 孝男君	鱈淵 洋子君
荻原 健司君	加治屋義人君	藤井 基之君	藤野 公孝君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	井上 哲士君	市田 忠義君
加納 時男君	狩野 安君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	谷 博之君	千葉 景子君	緒方 靖夫君	紙 智子君
景山俊太郎君	柏村 武昭君	舩添 要一君	松田 岩夫君	ヅルヂマルティ君	津田弥太郎君	小池 晃君	小林美恵子君
片山虎之助君	金田 勝年君	松村 祥史君	松村 龍二君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君	大門実紀史君	仁比 聡平君
亀井 郁夫君	河合 常則君	松山 政司君	三浦 一水君	那谷屋正義君	内藤 正光君	吉川 春子君	大田 昌秀君
木村 仁君	岸 宏一君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	近藤 正道君	福島みずほ君
岸 信夫君	北岡 秀二君	森元 恒雄君	矢野 哲朗君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	淵上 貞雄君	又市 征治君
北川イツセイ君	杓掛 哲男君	山内 俊夫君	山崎 力君	林 久美子君	平田 健二君	糸数 慶子君	黒岩 宇洋君
国井 正幸君	倉田 寛之君	山崎 正昭君	山下 英利君	平野 達男君	広田 一君	鈴木 陽悦君	角田 義一君
小池 正勝君	小泉 昭男君	山谷えり子君	山本 一太君	広中和歌子君	広野ただし君		
小泉 顕雄君	小斉平敏文君	山本 順三君	吉田 博美君	福山 哲郎君	藤末 健三君		
小林 温君	後藤 博子君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	藤本 祐司君	藤原 正司君		
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	脇 雅史君	足立 信也君	前川 清成君	前田 武志君		
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	松井 孝治君	松岡 徹君		
桜井 新君	山東 昭子君	伊藤 基隆君	家西 悟君	松下 新平君	円 より子君		
清水嘉与子君	椎名 一保君	池口 修次君	犬塚 直史君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君		
陣内 孝雄君	末松 信介君	今泉 昭君	岩本 司君	森 ゆうこ君	築瀬 進君		
鈴木 政二君	世耕 弘成君	江田 五月君	小川 勝也君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	山下八洲夫君	山根 隆治君		
田浦 直君	田中 直紀君	大石 正光君	大江 康弘君	山本 孝史君	蓮 舩君		
田村 公平君	田村耕太郎君	大久保 勉君	大塚 耕平君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		
伊達 忠一君	竹山 裕君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	神本美恵子君	木俣 佳丈君	魚住裕一郎君	浮島とも子君		
段本 幸男君	常田 享詳君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	加藤 修一君	風間 昶君		
鶴保 庸介君	中川 雅治君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	木庭健太郎君	澤 雄二君		
中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 正夫君	小林 元君	白浜 一良君	高野 博師君		
中島 眞人君	中曾根弘文君	奥石 東君	佐藤 泰介君	谷合 正明君	遠山 清彦君		

反対者氏名

〇名

発行所 千一〇五―八四四五
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本体 二二〇円
本号一部 二二〇円